

eLTAX(エルタックス)ご利用上の注意点

令和6年度 給与支払報告書のご提出に先立ち、eLTAX ご利用上の注意点を以下のとおりお知らせします。

(1) 給与支払報告書の提出について 提出期限：令和6年1月31日(水)

- (ア) **令和5年1月1日～12月31日**の間に給与の支払いを受け、令和6年1月1日に福井市に住所がある全ての従業員について提出してください。
退職者や休職者については、給与の支払いを受けなくなった時点で福井市に住所があった方は提出が必要です。なお、退職の場合も、適正な課税を行うために、支払金額に関わらずご提出をお願いします。
従業員には、アルバイトや日雇い、役員等も含まれます。また、個人で確定申告をされる方の分もご提出ください。
- (イ) 提出した給与支払報告書の内容に訂正・追加がある場合は、提出区分を「訂正」・「追加」とし、対象者のみを提出してください。
- (ウ) 提出した給与支払報告書の取り消しを行いたい場合は、提出区分を「取消」とし、対象者のみを提出し、福井市役所市民税課(0776-20-5306)までご連絡ください。
- (エ) 事業所の所在地や名称が変更になった場合、「特別徴収義務者所在地・名称変更届」の申請をお願いします。給与支払報告書の中で所在地名称を変更しただけでは、変更が反映されず、特別徴収税額決定通知書等が送付できない場合があります。
- (オ) 書面の給与支払報告書は提出しないでください。両方提出された場合、給与支払額が二重となって課税されてしまう恐れがあります。

(2) 給与支払報告書の作成について

- (ア) マイナンバーの入力が必要です。給与支払者(法人番号又は個人番号)のほか、従業員及び扶養親族についても入力が必要です。また、従業員の「カナ氏名」、「生年月日」も忘れずに入力してください。
- (イ) 「指定番号」のご確認をお願いします。指定番号は市町ごとに異なりますので、福井市の指定番号を入力して下さい。福井市で指定番号をお持ちでない(特別徴収の実績がない)場合、入力不要です。
- (ウ) 『特別徴収』及び『普通徴収』の指定を、お間違えのないようお願いいたします。
- (エ) 普通徴収に指定できる場合は、裏面「**普通徴収切替理由**」に**該当する方のみ**です。普通徴収欄にチェックを入れたうえで、該当する理由の符号「普A～普G」を摘要欄に入力してください。
eLTAXでの提出の際は、「普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)」の提出は不要です。
乙欄適用の方で特別徴収できない方についても必ず『普通徴収』のチェックを入力し、摘要欄に該当する理由を入力してください。乙欄のチェックのみでは普通徴収として取り扱いません。
- (オ) 前職分給与を合算している場合は、摘要欄に前職の事業所名と住所、給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額、退職日を記載してください。

(3) 特別徴収税額通知について

- (ア) 令和6年度から eLTAX を利用して給与支払報告書を提出する場合、特別徴収税額通知の受け取り方法を eLTAX による電子データ送信又は書面送付のいずれかを選択していただくことになります。裏面の「特別徴収税額決定通知の受け取り方法について」をご確認ください。

普通徴収切替理由

- ・ 普 A 総従業員が 2 人以下
普 B ~ 普 G に該当する、すべての（他市町分を含む）従業員を差し引いた人数
- ・ 普 B 他の事業所で特別徴収を行っている（又は乙欄適用者）
- ・ 普 C 給与が少なく税額が引けない
- ・ 普 D 給与の支払いが不定期
- ・ 普 E 個人事業主の事業専従者
- ・ 普 F 退職者・休職者又は退職予定者
- ・ 普 G 1 年未満の契約社員

特別徴収税額決定通知の受け取り方法について

- 令和 6 年度から特別徴収税額の通知（事業者用・個人用）については、eLTAX によるデータ送信または書面送付のいずれかを選択していただくことになります。なお、eLTAX によるデータ送信を選択した場合、書面は送付しません。
- eLTAX によるデータ送信を希望の場合は、給与支払報告書に給与受給者の「受給者番号」を必ず入力してください。
- 特別徴収税額通知の事業所用を eLTAX によりデータ送信で、個人用を書面でという選択も可能です。
- 光ディスクによるデータ送付は行いません。

詳細については、国の動向を踏まえ、随時福井市ホームページにてご案内します。